

太田市認定こども園施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児教育の振興を図るため、学校法人が行う認定こども園（就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）を構成する幼稚園（以下「幼稚園」という。）の施設整備及び設備整備事業に対し、太田市認定こども園施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、学校法人が行う幼稚園の創設、増改築、拡張及び大規模修繕等の国庫又は県費による補助事業又は交付金事業とする。幼稚園の施設整備及び設備整備に要する費用とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する費用とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象経費としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員その他の者の宿舍（これに相当する部分を含む。）に要する費用
- (3) その他補助対象経費として適当と認められない費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1,000円未満の額があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 補助事業が群馬県子育て支援特別対策事業（認定こども園整備事業）として行うものである場合 群馬県子育て支援特別対策事業実施要綱（平成21年4月1日群馬県制定）の別紙認定こども園整備事業費補助金交付要綱（群馬県子育て支援特別対策事業）（平成21年10月15日群馬県制定）第4（1）により選定された額と同要綱第4（2）により算定された額とを比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じて得た額以内の額
- (2) 補助事業が群馬県認定こども園整備事業として行うものである場合 群馬県認定こども園整備事業費補助金交付要綱（文部科学省認定こども園施設整備交付金事業）（平成27年9月7日群馬県制定）第4に規定する交付額（以下「県交付額」という。）に同要綱別表により算出された市町村の負担割合分（県交付額に2を乗じた額に同表に規定する市町村の補助率である4分の1

を乗じて得た額)を加えた額以内の額

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた学校法人は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。